フードコート「うるまテラス」
ブース 募集要項

令和３年　９月改定

うるマルシェ（うるま市農水産業振興戦略拠点施設）指定管理者

うるま未来プロジェクトグループ

担当/　　一般社団法人プロモーションうるま

１．概要

うるマルシェ（うるま市農水産業振興戦略拠点施設）では、
うるま市及び、沖縄県産の農水畜産物の振興を図るため食材活用並びに訴求を目的とした飲食物や特産品を提供するフードコート「うるまテラス」と、
新たに開発した商品のテスト販売を行うことを目的とした「チャレンジブース」を設置しています。

２．出店場所

（1）　施設名：うるマルシェ（うるま市農水産業振興戦略拠点施設）
（2）　フードコート「うるまテラス」内
（3）　所在地：沖縄県うるま市前原１８３－２
　　うるマルシェ（うるま市農水産業振興戦略拠点施設）　内
（4）　フードコート営業時間：11：00～18：30　定休日：うるマルシェに順ずる/不定休

３．物件詳細

（1）　産直加工販売ブース　　15 ㎡（間口３ｍ×奥行５ｍ）　６ブース
（2）　チャレンジブース　　15 ㎡（間口３ｍ×奥行５ｍ）　１ブース

４．応募条件

上記目的に即した内容以外に、次の条件をすべて満たすものとします。

（1）　営業に際して、必要な許可、免許等を有すること。
　　＊出店に必要な「食品営業許可」、「食品衛生責任者」その他必須許可等は出店者で開業前に取得すること。
（2）　安定した経営能力、優良なサービスが提供できること。
（3）　指定管理者や他の出店事業者、入居団体と協調・協力ができること。
（4）　次のいずれかに該当しないこと。
　　①　地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項のいずれかに該当する団体であること、及びその事実があった後 3 年を経過していない場合。（そのものを代理人、支配人、その他使用人もしくは入札代理人として使用するものについても同様の扱いとする）
　　②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団・暴力団員で構成されている場合。
　　③　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む場合。
　　④　応募の日において、現にうるま市の指名停止措置を受けている場合。
　　⑤　応募の日において、破産手続き、再生手続き、または再生手続きが開始されて

いる場合。

⑥　法人及び代表者の固定資産税、住民税を滞納している場合。（個人は代表者のみ）

⑦　食品衛生法上及び、他の法律に基づく処分などを過去３年間に受けている場合。

５．使用条件

利用者満足を提供できることを前提に、うるま市及び沖縄県産の地域食材を活用したメニュー・商品を提供し、食材の活用・宣伝など積極的に実施すること。

（例）うるま特産品を活かしたテイクアウトメニュー（もずくせんべい、津堅人参スープ等）

【フードコート　うるまテラス店舗要件】

面積	15㎡（1ブース）
基本賃料	40,000円／月　消費税別途
営業時間	11：00～18：30
光熱費等	電気、上下水道、ガス、ＰＯＳレジリース料 7,500円、ごみ処理 500円、グリストラップ清掃 6,000円　紙コップ購入料（各消費税別途） 毎月の使用実績に応じて算定し、翌月に指定管理者から出店事業者へ請求します。
電話	電話機なし（電話線及び LAN ケーブル差し込み口はあり）
共益費	毎月売上高に対し、５％を販売促進費として別途徴収します。（消費税別途） 翌月に指定管理者から出店事業者に請求します。
保険	賠償保険加入の義務 （火災　PL 等）
保証金	40,000円　（消費税含む）

※　ガスは、施設管理上、指定管理者が指定する JA おきなわを使用すること。

※　店舗看板制作費は別途発生する。

※　共益費には、販売促進負担金などの諸経費が含まれる。

※　退店後の清掃、鍵交換などの諸経費は別途発生する。

※　端数日は、日割りで清算とする。

（1）　使用の制限

①　使用許可を受けた出店事業者は、善良な管理者の意識をもって、維持管理しなければならない。維持管理のため通常必要となる費用は各店舗の負担となる。

②　出店事業者は、使用許可に基づく権利の全部、または一部を第三者に譲渡、転借、担保に供し、営業を委託、名義貸し等をすることはできない。

(2)　現状変更等の制限

使用許可を受けた施設に関して、現状を変更し、またはこれに工作物を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(3)　出店事業者が故意・過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗、毀損をした場合、契約が終了し撤退する場合、出店事業者は契約締結時の状態に原状復帰しなければならない。

(4)　衛生管理及び安全管理

① 出店事業者は使用許可を受けた施設の清掃及び害虫駆除を自ら行うこととする。
遵守できない場合は、指定管理者が実施し、その費用を出店事業者に請求できるものとする。

② 業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い、自らの負担で最善の措置を講じること。また指定管理者が改善を指示した場合、これを遵守し速やかに対応すること。

(5)　その他

① 店舗内は禁煙とし、灰皿を設置することはできない。

② 出店事業者は、使用許可を受けた施設に関わる防犯対策を自ら行うこと。

③ 出店事業者は、製造品などにかかる賠償保険を自らの費用にて加入すること。

6．基本設備

(1)フードコート「うるまテラス」

店舗常設	・基本照明　・給排水（配管のみ）・共用ストックルーム（冷凍冷蔵庫）
出店者負担	上記以外の営業に関わるものすべて

(2) チャレンジブース

店舗常設	・基本照明　・空調　・給排水（配管のみ）　・ダクト ・ｽﾁｰﾑｺﾝﾍﾞｸｼｮﾝｵｰﾌﾞﾝ　・ﾌﾗｲﾔｰ　・ｶﾞｽﾚﾝｼﾞ・シンク・作業台 ・冷凍・冷蔵庫　・共用ストックルーム（冷凍冷蔵庫）
出店者負担	上記以外の営業に関わるものすべて

※給排水、ガスなどの配管を変更できない場合もあります。

＊出店事業者の過失、管理上の不備において生じた障害・破損等の補償及び補修費用は出店事業者の負担となります。

＊退店する場合、出店事業者が施工・搬入・設置したものはすべて撤去し、原状回復し引き渡すことになります。また、それらに関わる費用等はすべて出店事業者の負担となります。

＊営業許可申請について

フードコート「うるまテラス」での営業を行うに際し営業許可の取得が必要となります。条件を満たすための設備費用、必要経費等は出店事業者様の自己負担となります。

（営業許可等を取得するには、うるま市を管轄している沖縄県中部保健所へ）

7．契約期間

(1)フードコート「うるまテラス」：開始日より３年（ただし、営業状況を考慮し１年ごとの更新）とし、毎年期末の３ケ月前までに協議の上、更新は決定する。

(2)チャレンジブース　　：契約開始日より３～６ケ月（選択）とする。
ただし、応募事業者がない場合はこの限りではない。

8．　決定までのスケジュールと審査基準

（１）出店申し込み

お電話にて出店ご希望の旨をお伝えいただき、出店予約申し込みをしてください。

この時点では仮出店予約とさせていただきます。

（２）出店計画書の提出

出店計画書に必要事項をご記入の上、担当窓口に直接提出またはFAX、郵送、メールにてご提出ください。

7日以内に提出がない場合は仮出店予約を取り消す場合があります

（３）書類受領後、第１次審査として、書類審査を実施いたします。別添の申請書類一式のご提出をお願いいたします。

第１次審査の結果のご通知は、書類受領後７日以内に書面にてお知らせいたします。

（４）第２次審査として、面接試食会を実施いたします。

第２次審査の結果のご通知は、面接試食会実施後７日以内書面にてお知らせいたします。

（５）決定された事業者様には入店に向けての詳細説明の後、契約の締結をさせていただきます。

【審査基準】

審査項目と対象	内　容
１．目的との整合度 ※両ブース対象	本ブースの設置目的に対しての理解が見られ、なお「うるま市」並びに「沖縄県」のイメージがくみ取れること。 また、施設全体との調和がとれ、かつ、施設全体の魅力度を向上に資するものであるか
２．商品魅力度 ※両ブース対象	うるま市及び沖縄県の食材を積極的に使用しつつ、「うるま市」らしい商品かつ、オリジナリティーがあるメニュー・商品であるか
３．販売計画の妥当性 ※産直加工ブースのみ対象	計画する売上高、収益の実現性、妥当性を有しているか
４．うるま市への波及効果 ※産直加工ブースのみ対象	営業活動、雇用においてうるま市への経済的波及効果はあるか
５．経営の安定力 ※産直加工ブースのみ対象	継続営業をするにあたって、財務内容などが適正であるか

９．　申請書類

【産直加工ブース】の場合

（1）出店申込書（様式 1）

（2）法人の場合、登記簿謄本または団体の定款、規約（個人の場合は不要）

①　代表者の身分証明書（住民票）

②　納税証明書（募集期間中に交付されたもので、主たる事業所のある市町村の直近年度の法人税及び固定資産税）（個人の場合は募集期間中に発行された平成 28 年度個人住民税及び固定資産税）

③　直近 3 期の決算書（写し可）

＊個人の場合は募集期間中に発行された代表者の資産を証明するもの

(3)出店業計画書（様式第２－１、２－２）

(4)会社（店舗）概要書（様式第２－３号）

（5）その他

①　応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担となります。

②　応募書類は日本語により作成するものとし、提出された応募書類は返却されません。

③　応募書類に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、指定管理者は本出店募集に関する協議、報告等のために必要な場合には、応募書類の内容を無償利用できるものとします。

④　出店が決定した事業者は、出店に向けて積極的に指定管理者との協議に臨むものとし、正当な理由なしに辞退できないものとします。

(6)提出部数：正１部

【チャレンジブース】の場合

（1）出店申込書（様式 1）

（2）法人の場合、登記簿謄本または団体の定款、規約（個人の場合は不要）

① 代表者の身分証明書（住民票）

② 納税証明書（募集期間中に交付されたもので、主たる事業所のある市町村の直近年度の法人税及び固定資産税）（個人の場合は募集期間中に発行された平成 28 年度個人住民税及び固定資産税）

③ 直近３期の決算書（写し可）

＊個人の場合は募集期間中に発行された代表者の資産を証明するもの

（3）出店業計画書（様式チャ第２－１、チャ第２－２）

（4）会社（店舗）概要書（様式第２－３号）

（5）その他

・応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担となります。

・応募書類は日本語により作成するものとし、提出された応募書類は返却されません。

・応募書類に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、指定管理者は本出店募集に関する協議、報告等のために必要な場合には、応募書類の内容を無償利用できるものとします

・出店が決定した事業者は、出店に向けて積極的に指定管理者との協議に臨むものとし、正当な理由なしに辞退できないものとします。

（6）提出部数：正１部

【本件の受付場所・問い合わせ先】

〒904-2235

沖縄県うるま市沖縄県うるま市前原 183- 2

TEL：098-923-3911　　FAX：098-923-3977

うるマルシェ

うるま未来プロジェクトグループ

一般社団法人プロモーションうるま

年　　月　　日

うるマルシェフードコート「うるまテラス」

「ブース」出店申請書

うるま未来プロジェクトグループ　御中

（申請者）
所在地
名　称
代表者　　㊞
連絡先

うるマルシェ（うるま市農水産業振興戦略拠点施設）フードコートうるまテラス　ブースの出店申請にあたり、必要書面を添付の上申請いたします。

【添付書類】

①登記簿謄本または団体の定款、規約（個人の場合は不要）
②代表者の身分証明書（住民票）
③納税証明書（個人の場合は募集期間中に発行された個人住民税及び固定資産税）
④直近３期の決算書（写し可）
＊個人の場合は募集期間中に発行された代表者の資産を証明するもの

⑤出店計画書
産直加工ブースの場合　：(様式第２－１号　２－２号)
チャレンジブースの場合：(様式チャ第２－１号　チャ第２－２号)
⑥会社（店舗）概要書（様式第２－３号）